

第10回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和3年4月6日(火)

招集場所 江府町役場2階多目的室

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(11人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	松本 良史	7番	遠藤 功
2番	船越 征子	8番	奥田 隆範
3番	本高 善久	9番	山本 信男
4番	加藤 直行	10番	中田 泰
5番	松原 憲治	11番	長尾 保
6番	梅田 茂		
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		竹内 求
	神庭 良昌		

欠席 農業委員(0人)・農地利用最適化推進委員(0人)

職員及び関係者 局長 松原 俊二

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積計画(案)について

第2号議案 国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

9番委員 山本 信男

10番委員 中田 泰

事務局： 皆さんおはようございます。第10江府町農業委員会総会を始めさせて頂こうと思
います。本日委員さん11名出席、推進委員さん5名、全員お揃いでございます。それ
では農業委員会憲章の唱和を山本委員さんの進行でお願いしたいと思います。

委員： 全員で農業委員会憲章の唱和（進行、山本委員）

事務局： ありがとうございます。それでは加藤会長の方からご挨拶を頂きたいと思
います。

会長： 皆さんおはようございます。今年は春の訪れが若干早いのかなという風に見て取れ
ます。町内各所、各集落においては、既に井出さらい、耕起、荒起こし、中には畔付も既
に始まっていると、こういう状況が見て取れます。今年も町内農産物の豊穰を皆さんと
共にご祈念を申し上げたいという風に考えます。この度江府町役場の機構が一部改正に
なった様でございまして、従来の農林産業課と建設課が発展的に改組されて、産業建設
課と言う新しい部署が新設をされたという風に伺っております。役場の機構図の中から
農林と言う二文字が無くなると言うのは、江府町史始まって以来ではないかなという風
に思います。そう言う事からすると我々は産業としての農業に関わっておりますので、
農林と言う軸が無くなるという事はある面では大変複雑な思いもします。一方では農業
生産と、片方では圃場と水路等の農業施設を一体的に農林土木という風にとらえた場合
は、産業建設課の名称と言うのも妥当性はあるのかなという風にも思ったりもします。
この新しい産業建設課の課長に前農林課長の末次課長が就任されました。かつて農業委
員会の事務局長でもありますし、我々に対して大変ご理解がある方でございますので、
これからも役場当局と良く連携をしながら、目的は町内農業者の利益のためであります
ので、この点についてしっかり取り組んでいきたいという風に思っております。次に本
日の審議事項として、本年度の農業委員会の活動指針となります、令和3年度の江府町
農業委員会事業計画、そして今まで皆さんと意見協議を重ねております、農業施策に関
する意見書原案の提案をさせていただきます。どうぞ慎重かつ建設的なご審議をお願いを
したいと思います。それから最後に、先の本町の3月定例議会におきまして、わたくしど
も農業委員、推進委員の報酬並びに費用弁償に関する条例が3月議会で制定をされまし
た。従って本日新たな報酬体系について提示をさせていただきます。その内容と新たな報酬
体系になった背景等につきましては、後ほど説明をさせていただきます。以上申
し上げましてご挨拶に代えさせていただきます。

議長： それでは総会審議に入ります。早速に出席を取らせて頂きます。先ほど事務局長から
ありました様に本日は全員出席でございます。従って運営規則に基づき、本総会の成立
を宣言いたします。続きまして議事録署名委員の指名でございます。議事録署名委員を
議長が指名することにご異議はございませんか。

委員： 異議なし（全員）

議長： ありがとうございます。それでは議事録署名委員に議席番号9番の山本委員、同じく
議席番号10番の中田委員さんに願いをいたしたいと思います。尚会議書記は事務局を指名い

たします。日程に沿って報告事項に入ります。令和2年江府町農地賃借料情報について、事務局より説明をお願いします。

事務局： はい、お手元の資料2ページに掲載しております。令和2年江府町農地賃借料情報の報告をさせていただきます。令和2年1月から12月までの1年間、この間に締結されました賃借料におきまして、賃借料水準10a当たりの価格として根拠の様な形にさせていただいたところがございます。区分、田の部、畑の部という風に分けております。田につきましては、江尾地区、米沢地区、日光地区、神奈川地区という風に、旧4つの村で区分をいたしました結果でございます。作成にあたりましては、データ数の下の段に書いておりますが、それぞれの地区において平均値を示しております。これらにおきまして著しく解離しているデータ等につきましてはこの計算には入っておりません。2番目に書いてあります表のデータ数の欄であります。これは集計に用いました筆数を挙げさせていただきますいております。尚賃借料等におきまして物納支給となっている場合、30キロ当たり5,000円と言う価格を換算しております。表示につきまして100円未満を四捨五入しまして、100円単位でと言う表記をしております。無償の件数につきましては備考欄に挙げておりまして、計算の対象外にしております。田の部におきまして江府町全体の欄でございますけれども、こちらの平均値につきましては4地区の平均、そして最高値並びに最低値につきましては、それぞれ4地区の中での最高、最低の値と言う形で表記をいたしております。畑の部でございますけれども、こちら件数的には11件でございますけれども、無償の件数ばかりと言う事でございます、こちら全域としまして表記をしております。以上事業報告でございます。

議長： 賃借料情報について何かご意見等ご質問はありませんか。

宇田川： ご意見はないけど、これを見ても対象外が半々くらいで、それが除外して計算には入ってない訳ですから、相当金額が低いと言う事ですよ、

議長： そう言う事になりますね。

宇田川： その辺を皆さん把握しておかないと、金額が出た物でこうだったよ、と言う事ではなくて、その半数以上は無償があるよと言う事を把握しておかないといけないなと感じました。

議長： その他はいかがでしょう。それでは日程に沿って議事に入らせて頂きます。議案第1号、農用地利用集積計画（案）につきまして、事務局長より提案説明を行います。

事務局： はい、お手元の資料3ページからでございます。議案第1号、農用地利用集積計画（案）についてお諮り申し上げます。5ページをご覧ください。今回お諮りします案件としましては、個人間の貸借でございます。全部で5件でございます。その内新規が4件と言う事でございます、恒例によりまして新規につきましてご説明をさせていただきます。5ページの申請番号31番、大字〇〇字〇〇〇△△△番△、他全部で△筆、合計面積が△、

△△△㎡、何れも地目は○でございます。貸付人が○○の○○○○さん、借受人が○○○の○○○さんでございます。賃料は○○で、期間が令和△年△月△日から令和△年△月△日までの△年間でございます。こちらの土地につきましては12ページにマーカーで印をしております△筆でございます。続きまして申請番号32番、大字○○○字△△△△番、△△△△番の△筆でございます。合計面積が△、△△△㎡、こちらの地目も○でございます。貸付人が○○○にお住いの○○○○さん、借受人が○○○にお住いの○○○○さんでございます。作付けは○○で、期間は令和△年△月△日から令和△年△月△日までの△年間と言う事でございます。こちらの農地は13ページに色を付けております。続きまして申請番号33番、大字○○字○○△△△△番△、△△△△番△の△筆で合計面積が△、△△△㎡、こちらは何れも地目は○でございます。貸付人が○○の○○○○さん、借受人が同じく○○の○○○○さん、○○の作付けでございます、10a当り△、△△△円の賃料でございます。期間は令和△年△月△日から令和△年△月△日までの△年間と言う事でございます。こちらの地図は14ページになります。捲っていただきまして7ページです。申請番号34番、大字○○字○○○○○○△△△△番、△△△△番の△筆、合計面積が△、△△△㎡、何れも地目は○でございます。貸付人が○○○にお住いの○○○○○さん、借受人が○○の○○○○○さんでございます。こちらは○○の作付けを予定されております。こちらの賃料でございますけども、1筆当り△、△△△円と△、△△△円と言う金額でございます。期間が令和△年△月△日から令和△年△月△日までの△年間でございます。こちらの農地につきましては15ページの方になります。4名の方の経営状況につきましては、11ページに一覧で挙げております。以上です。

議 長： 以上提案をいたしました、担当委員さんの方から補足説明を頂きたいと思っております。31番の江尾と33番同じく江尾、両案件一緒でよろしいでしょうか。本高委員さんいかがでしょうか。

本 高： はい、そうしますと申請番号31番でございますけれども、○○さんは○○○に厳しい状態であるという風にお聞きしておまして、近隣で作っておられる○○○さんが請負って作られると言う事でございます。申請番号33番の○○○○さんが○○さんの田んぼを、と言う事になっておりますが、これは3月の時に挙げなければいけなかったんですが、申請書が出るのが遅くなったと言う事と、大体には再設定でしたが、期間が切れておまして、至急にした様などころでございます。以上でございます。

議 長： はい、ありがとうございます。申請番号32番、大河原地内、長尾委員さんよろしいでしょうか。

長 尾： 見て貰いますと、○○の人同士の貸し借りと言う事になって、珍しい様なケースになっているんですけど、△年前までは○○○○さんが○○さんから借りて作っておられた田んぼです。去年は自己保全管理になっていました。そう言う様な農地だったんですけど、今年から○○さんと言う○○の方が米を作りたいと言う事が出てきたところで、12ページを見ると自作地も借入地も今のところゼロと言う事になっておりますけど、農機

具の方を見て貰うと、トラクター、田植え機もコンバインもそれぞれあります。と言うのは〇〇の〇〇の近くの方だそうですが、家としては自分が中心になって〇〇くらいの水稲を作っていると、ただ水がぬるくなった様な所で良い米は出来ません。と言う様な事を言っていましたけど、大河原の方の冷たい水で米を作りたいと言う事もある様です。遠いわけですから普段の水見とかなかなか厳しいものがあると思います。先ほども言った〇〇〇〇さんの知人と言う事でした、私も2、3度〇〇君にも会いましたし、〇〇さんにも聞きましたけど、一応〇〇さんが後見ではないけど、面倒が見れる範囲では面倒を見ると言う事になります。2、3日前には井出さらいがあった様ですけど、聞いたところでは〇〇さんも上がって頑張っただけで井出さらいをしたと言う様な事ですので、やる気はあるのかなという風に思います。ただ2枚ですので、取り敢えず新規参入で台帳に、と言う事にはなっていないし、やってみてどういう事になるのかと言う事は見守って行きたいなという風には思っております。そういう状況です。

議 長： ありがとうございます。申請番号34番、美用地内と言う事で私も担当になっておりますが、中田委員さんよろしいですか、お願いします。

中 田： ここに出ていますのが御机の集落のおじいさんではなく若い方の人の名前が出ております。場所が美用の〇〇〇〇があったところの田んぼ側、一番下から〇〇を借りる様にしておられます。田んぼではなく野菜を作られ様ですので、宜しくお願いいたします。

議 長： ありがとうございます。今説明があった様に、〇〇〇さんは元々〇〇に居住されていたんですが、現在〇〇の方にお住いと言う事でございます。それでは第1号議案について補足も含め説明をしましたが、皆さんの方から質疑を賜りたいと思います。大河原の件は、まだ△△歳と言う事で若い方ですね、〇〇さんの知り合いと言う事で、実質〇〇さんと協力をして管理をされると言う事ですね。

長 尾： ちなみに冬場は〇〇〇〇に努めておられて、〇〇さんと一緒に仕事をされておりました。

見 山： 良いですか。彼は本気にやる様でして、私も言ったんですが、草の面倒だけはしっかり見なさいと、この話を聞いた時に地元の人に迷惑を掛けない様に、と言う事をしっかり言っておりますので、やってくれると思います。

議 長： 質疑いかがでしょうか。その他質疑が無いようですので、採決を取らせて頂きます。議案第1号、農用地利用集積計画（案）につきまして、原案賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定をいたしました。続きまして議案第2号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定について、提案説明をお願いします。

事務局： お手元の資料16ページからになります。受付番号42番、大字〇〇字〇〇〇〇でございます。調査が平成30年度から令和2年度まで行われた様でございます。こちらの該当する筆としましては1筆でございます。こちらが現地確認不能と言う事で報告が上がっております。場所でございますけども、〇〇集落の上流側と言う表現になります。旧〇〇に向かう県道、こちらの内です。今は町道になっておりますけども、町道〇〇〇号線と言う形で、〇〇〇〇〇のダムサイトに向かって行く道路でございます。台帳上では〇〇〇㎡ですけども、こちらの方確認不能と言う事であっております。図が21ページに出しております。もう1点、受付番号43番、大字〇〇〇字〇〇〇、字〇〇〇〇の二つでございます。令和元年から令和2年までの調査でございまして、こちらの7筆が上がっております。その内不存在地1筆、現地確認不能地が1筆と言う事で、あと残る5筆につきましては台帳地目は畑でございますけども、原野と認定されたのが3筆、山林と判断されたのが2筆と言う事でございます。22ページに付けておりますけども、町道〇〇〇〇〇線の日野川に下りた辺りになります。実測に基づく図が26ページに上がっております。以上です。

議長： 以上内容について説明をさせていただきましたが、質疑をお願いします。最初の2筆は現認確認が出来ないと言う事だから、これは農地台帳からは当然削除されるんですね。

事務局： はい、そうです。

議長： それから26ページの7筆は基本的に台帳地目と現況が違うから、現況に合わせて農地台帳から除外をすると同時に、職権で法務局の地目変更もやりますよと言う事ですね。理屈からすると。

事務局： はいそうです。

議長： 何れにしても地籍調査であるから、現況も分かるし農地台帳から職権で削除されるし、法務局の変更登記も職権でなされると言う事ですから、所有権者からすると自分の方から農地変更をしなくてもいいし、地目変更も職権でもらえるからこれは良い話だと思います。江府町内においてどこまで地籍調査が進行しているかは分かりませんが、予算と人が許せば早く全町に対して地籍調査を行って、実態に即した対応をするのが一番いいのではないのかなという風に思います。その他質疑はありませんか、無いようですので質疑を打ち切り、採決を取らせて頂きます。議案第2号、国土調査法に基づく地籍調査に係る地目認定につきまして、原案賛成の方の挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので本案は原案どおり決定をいたしました。それではその他事項に入らせて頂きます。まず、江府町農業施策等に関する意見書（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局： はい、資料1という形で挙げさせていただいております。こちらをご覧ください。こちらの構成でございますけども、捲っていただきました最初に、意見書に対しましての加藤会長代表によります町長あての意見書と言う事での意見を述べてある。捲っていただいたところから全部で大きな項目として5項目、こちらの5項目の大きな表題につきましては昨年と同じ表題を使わせて頂きました。1として有害鳥獣対策とジビエ活用の推進、2としましては土地改良施設の維持管理、3集落地域営農の推進、4奥大山農業公社の在り方、5奥大山こうふブランドの促進、という風な大きな5項目にしております。その他に頭に丸をつけておりますのを要望として意見をと言う形でそれぞれ書かせて頂いた、纏めたと言う事でございます。前回、前々回と検討委員さんのご意見、そして先月の皆さんの方から頂いたご意見等を踏まえながら事務局の方で質問、要望として聞かせて頂いたと言うところでございます。1番から順番に読ませて頂きます。(読み上げ)

議長： はい、ありがとうございました。皆さんの意見もお聞きし、また検討委員会でも議論をして、どちらかを言うと项目的に落とし込みをしたと言う事で、それぞれにご意見もあろうかと思っておりますので、その意見を加執修正をして最終成案化したいという風に思っておりますので、ご忌憚のない意見等を伺いたいと思っております。集落地域営農の所はちょっと物足りない部分もあります。確かに新規就農を取り込む事、これは一つの項目であることに間違いはありませんけれども、やはり集落地域営農と言うのはもう少し広がりを持たせると言う事は、町の一つの施策として組み入れてもらいたいものですから、その丸をもう一項目付け加えさせてもらいたいと思っております。私も杉谷の集落営農の当事者ですが、やはり行政からの支援、補助金と言う部分である程度成り立っていると言う側面がありますので、やはり集落地域営農を継続的に行うためには、それを担保するためには、行政の広い意味での支援、金銭的支援も含めて、広い意味での支援も必ず必要になりますので、そこの所をもう少し落とし込みをさせてもらいたいと思っております。作りも含めて意見ををお願いします。

竹内： 良いですか。この意見書の順番ですけど、農業委員会として有害鳥獣対策とジビエ活用の推進、これは一番後でも良いと思っております。本当に一番大事なのは地域の営農、農業関係で、農業委員としては農業を主体にして、一番大事なのはどんどん年が上がって行くし、自分としては農業公社を前面に押し出して、公社とそれに農協も巻き込んで、プラス議員さんにも出て来てもらって、それで持って行かないとこれからはとてもではないけど持たないと思っております。人口が2千人台になりますので、自分たちの年代が終わったら2千人台になると思っております。農業関係の方を進めて行って町に申し入れて行くと言う様な格好が良いと思っております。

議長： はい、ありがとうございます。本当におっしゃる通りでして、重要度で言ったら全部重要なんですけど、おっしゃる通り農業主体のところを前面に押し出すと言う事にさせてもらいたいと思っております。そうするとやはり集落地域営農の推進とか奥大山のこうふブランドの促進、土地改良施設の維持管理、この辺りが順番としては来るのかなと、同時

に竹内推進委員さんが今おっしゃった様に、農業開発公社の役割と言うのをこれからはもう少し重きを置いて、町当局の方にも対応してもらいたい、それを中心にしてJAの事業機能も取り込むと、そして物事を進めるためには議会の皆さんの理解も必要だと、確かにその通りですので、そういう機会を折々に捉えて我々もやって行く必要があるのではないかなという風に思っています。私も4年目になりますけども、本当は議会の皆さんと農業振興に関する意見と言う物を聞いてみたいなと言う事はあるんですけども、そうは言っても議会の皆さんは住民の信認を得て出ておられますから、あまり軽々な事は言えないですから、そういう機会もなかなかないなという風に思っていましたけど、何れにしましても町全体で取り組んで行かないと、いけないという風に思っておりますので、先ほどのご意見を尊重させて頂いて、この組み換え等について最終詰をさせて頂きます。ありがとうございます。

長 尾： よろしいですか。先ほど会長さんも言われましたけど、3番目の題に当たる部分が集落地域営農の推進になっているのに、ずっと読んで行くと新規就農者の用語になっているので、担い手と言う言葉を題目の中に、地域集落地域営農等の担い手の推進、担い手を入れてもらった方が良いのではないかなと、集落地域営農も法人化等の取り組みをどんどん進めて下さいと言うのを一項目に入れて、新規就農者との二本立てにされた方が良いと思います。

議 長： おっしゃる通りですね、長尾委員さんが言われたように、担い手と言う言葉が欠けていました。やっぱりこれからは担い手ですから、集落地域営農も担い手の一つの組織ですので、そこの担い手に農地集積を高めて行って、そして本町の農地の継続性を担保すると、そして農業生産を起こすと言う、そういう下りが欠けていますので、そこは取り入れます。後ありませんか。

見 山： ちょっとよろしいですか。全体的に訴えが優しい作りで、要望します。と言う事で、もう少しきつい言葉で良いのではないかなという感じがします。

議 長： はい、ちょっと検討してみます。それでは今出されたご意見を参考に、最終的に成文化したいと思っておりますので、後は大変申し訳ありませんけども私の方にご一任を頂けたらと思っておりますがいかがでしょうか。

委 員： はい。

議 長： よろしく申し上げます。今のご意見を取り入れて最終的に成案化させて頂きます。尚成案化した後に、日程はまだ分かりませんが、町長に出して頂いて、本件の要望書を交付すると同時に町当局、町長を含めた農政に対する意見を聞く場を設けたいと思っておりますので、その時は改めてご案内をしますので、よろしくお願いをしたいと思います。局長この件についてはよろしいでしょうか。

事務局： はい。

議長： 続きましてその他の2番で令和3年度江府町農業委員会事業計画についてお願いします。

事務局： はい、令和3年度の江府町農業委員会の事業計画についてと言う事で、資料2を付けております。こちらに沿って説明をさせていただきます。本年度の事業でございますけれども、冒頭の会長からのお言葉もありましたけれども、主な農業委員会の方での改正点としまして3点挙げさせていただきました。先般3月の定例議会におきまして承認を頂いております、その結果としての報告になりますけれども、説明をさせていただきます。まず1点目、皆さんの月額報酬でございます。二十数年全く改定のないまま今まで来ていたわけでございます。この度委員さんの報酬の改定に当たりまして要望させていただきましたところでございます。2点目、農地利用最適化交付金事業の活用と言う事で挙げさせていただいております。これは国の事業でございます。平成28年に制度が出来て今に至っているところでございます。県下でもこちらの交付金活用をしている町村も非常に後残り少なくなってきたところございまして、私共としましてもこの事業に取り組みをさせて頂くと言う事で、こちらの事業の申請をさせていただいたところでございます。大きな交付金事業としまして、丸数字で5点程挙げておりますけれども、農地の集積・集約化の推進活動、遊休農地の発生防止・解消の活動、中間管理機構との連携、新規参入の促進、その他農地の最適化に係る必要な活動と言う事でございます。この中でもすでに皆さんにお世話になっている事業と言うのが多々ある訳でございます。こちらはこの交付金を活用しながらやって行きたいという風に思いまして、こちらを計上させていただいたところでございます。この月額報酬と合わせまして、この交付金に伴う額につきましては、全額委員の皆さんの報酬として配分をさせて頂くと言う事で、当局との了承も頂いております。おそらく4月上旬になるかと思えます。年度末でないとも額が確定して来ません、このころに丁度皆さんに配分をさせて頂くと言う様な計画でございます。そしてもう一つ費用弁償、こちら委員さんの活動等に影響をしているところがございます。要項等もあるんですが10年くらい適用がされない状態に来ていたわけです。今回この事業と合わせまして、最適化交付金事業に該当する分につきましては、こちらの交付金事業を優先させてもらいまして、それ以外の皆さんの活動等に対する部分として費用弁償を当てさせていただくという風な形で考えているところがございます。裏面に最適化とはどういうものかと言う事で、これは29年に全国農業会議所が作られた、大きな改正等が書かれていたものですから、こちらを資料として付けさせていただきます。詳しくはこの後説明をさせていただきますけれども、今年になりまして活動記録簿を手帳と合わせてお配りをさせて頂いております。元来活動記録簿の中に毎月の活動内容を記載をして頂く資料ですけども、この度の最適化交付金事業の集約を事務局が集約していく中で、活動記録簿を漏れなく記入を頂き提出いただくと言う事が必要となってまいります。こちらにつきまして勉強会を開きたいと言うところもございまして、この後でございますけれども、臨時総会と言う形で今月に1回お願い出来たらと言う事で、この後お諮りをさせて頂こうと思っているところでございます。令和3年度に於きまして変わったところ3点の説明をさせて頂いたところでございます。捲っていただきまして、令和3年度江府町農業委員会事業計画（案）につきまして纏めておりますので、こちらが今事業等を

盛り込んだ本年度の活動をさせて頂く部分としての計画案と言う事で示させて頂きました。(事業計画案の読み上げ) 以上です。

議長： 以上事業計画案について説明をさせていただきました。まず報酬等金額的な事は後にして、最初に3年度の事業計画、文章でご案内している部分なんですけど、こちらについてご意見等を伺いたいと思います。いかがでしょうか。農業委員会の1年間の基本方向を定めるものです。各地区のスケジュール等も含めて、こういう格好でお世話になりたいと言う事です。それでは事業計画はこの方向でさせていただきます。ただ基本方針の前段に現在の農業委員会制度が変わったのが平成28年なんです。5年が経過したら新しい制度を見直すと言う事が決まっております。農業委員会制度は新しい制度が28年に出来たけども、実行性が伴わなかったらだめだと言う事で5年後見直しをすると言う事で、いま議論をしているのは、その時制度化された推進制度、農業委員と最適化推進委員、この推進委員制度がうまく機能しているかどうかとも検証をされる様なんです。それらを含めて今ワーキンググループで議論をされて、間もなく一つの答申と言うものが出て、新しい農業委員会制度と言うものが出来て来るのではないかと思います。従って農業委員会制度については新たな方向性が出たら、またそういう情報をタイムリーに皆さんにお示ししながら、来年度以降になると思いますけれども、また新しい農業委員会の運営の在り方と言うものが出て来るのではないかなという風に思っております。何れにしましても本年度はこの事業計画を基本に、皆さんのご協力を頂きながら活動を進めて行きたいと思いますので、よろしくお願ひします。それではその他項目を一括して事務局より説明をお願いします。

事務局： はい、それでは次回農業委員会の臨時総会でございます。今月19日月曜日、午後1時から2階多目的室を使いまして研修をさせて頂こうと思います。県の経営支援課の方からお越しいたいて研修を行います。宜しくお願ひ致します。来月の総会でございますけども、5月12日水曜日、午前9時から、30分早めまして、会場はこちらで行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。農地相談会の方です。今月4月15日木曜日、午後1時半から3時半まで、担当でお世話になります委員さんは、竹内推進委員さんと見山推進委員さんでございます。会場は1階の相談室2でございます。次々回の相談会でございます。5月20日木曜日、時間は変わらず1時半から3時半、会場も一緒でございます。お世話になります委員さんは、船越委員さんと加藤会長と言う事で、順番で挙げさせて頂いてお願ひしておりますが、皆さんいかがでしょうか。

議長： いかがでしょうか。予定している事項は以上ですが、皆さんの方から何かございませんでしょうか。今日は長時間慎重にご審議を頂きましてありがとうございました。これから農作業で大変忙しくなりますが、農業委員会の行事も何とか開催をし、委員会の役目を果たして行きたいという風に考えますので、皆さん方引き続きよろしくご協力をお願ひ申し上げまして、本月の総会を終了させて頂きます。ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 9 番委員

署名委員 10 番委員